

○所沢市重度心身障害福祉手当支給条例

昭和49年10月25日条例第43号

改正

昭和51年4月1日条例第12号

昭和53年4月1日条例第14号

昭和56年4月1日条例第12号

昭和57年4月1日条例第3号

昭和61年4月1日条例第17号

平成11年3月26日条例第12号

平成15年3月25日条例第19号

平成17年9月27日条例第28号

平成21年12月25日条例第34号

平成30年3月30日条例第15号

所沢市重度心身障害福祉手当支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、重度心身障害者に重度心身障害福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第2条第2項又は第3項に該当する程度の障害を有する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の身体障害を有する者
- (3) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者で、同制度に規定する「㊤」、「A」又は「B」の障害を有する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は

2級の精神障害を有する者

- (5) 前3号に掲げる者と同程度以上の障害を有すると市長が認めた者  
(受給資格等)

**第3条** 手当を受給できる者は、市内に住所を有し、規則に定める施設に入所（通所を除く。）していない重度心身障害者で、重度心身障害者となつた日において65歳未満であつた者とする。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者（親権を行う者及び後見人その他の者で現に本人を養護している者）が代わつて申請を行うことができる。

- (1) 重度心身障害者が未成年者であるとき。  
(2) 重度心身障害者が本人の意思で申請行為ができないとき。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

**第4条** 前条第2項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 市内に住所を有しなくなつたとき。  
(2) 第2条各号に規定する者でなくなつたとき。  
(3) 規則で定める施設に入所（通所を除く。）したとき。  
(4) 死亡したとき。

2 前項各号のいずれかに該当することになつたときは、認定者（同項第4号に該当することとなつたときは、その遺族）は、速やかに市長に届け出なければならない。

(手当の額)

**第5条** 手当の額は、重度心身障害者1人につき別表のとおりとする。

(支給期間)

**第6条** 手当の支給は、市長が受給資格を認定した日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から始め、受給資格を失つた日の属する月で終わる。

(変更の届出)

**第7条** 認定者は、第3条第1項及び第2項に定める事項、住所、氏名等に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給制限)

**第8条** 市長は、認定者のうち次の各号のいずれかに該当する者には手当を支給しない。

(1) 法の規定に基づき障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づき福祉手当を受けている者。ただし、特に障害の程度が重い心身障害児として規則で定める者(以下「超重症心身障害児」という。)を除く。

(2) 前年の所得により、住民税が課税されている者

2 市長は、認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(手当の返還)

**第9条** 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、当該手当をその者から返還させることができる。

(受診命令)

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、認定者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

(手当の支給に関する経過措置)

**第2条** この条例施行の際、現に第2条に該当する者で、市長が指定する日までに第3条第2項により申請したときの支給については、第6条の規定にかかわらず、昭和49年10月分から支給する。

(所沢市重度心身障害児手当支給条例の廃止)

**第3条** 所沢市重度心身障害児手当支給条例(昭和47年条例第62号)は、廃止する。

(所沢市重度心身障害児手当に関する規定の適用)

**第4条** この条例施行前の所沢市重度心身障害児手当支給条例による支給については、なお従前の例による。

(所沢市ねたきり老人手当支給条例の一部改正)

**第5条** 所沢市ねたきり老人手当支給条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (昭和51年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

(手当の支給に関する経過措置)

2 この条例施行の際、現に第2条に該当する者（現に手当を受けている者を除く。）で、市長が指定する日までに第3条第2項により申請したときの支給については、第6条の規定にかかわらず、昭和51年4月分から支給する。

**附 則** (昭和53年4月1日条例第14号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和56年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和57年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和61年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (平成11年3月26日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月25日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の規定は、平成15年4月分の手当から適用し、同年3月分までの手当については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に改正後の第2条第5号に該当する者で、平成15年5月31日までに第3条第2項の申請をしたものに係る手当の支給については、第6条の規定

にかかわらず、同年4月分から支給するものとする。

**附 則**（平成17年9月27日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の規定は、平成18年1月分の手当から適用し、平成17年12月分までの手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年12月25日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の規定は、平成22年1月分の手当から適用し、平成21年12月分までの手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の規定は、平成22年4月1日以後に重度心身障害者となった者について適用し、同日前に重度心身障害者となった者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の所沢市重度心身障害福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年8月分の手当から適用し、同年7月分までの手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に手当の受給資格がある者であって次の表に掲げるものに係る手当の額については、新条例の規定にかかわらず、同表に定めるとおりとする。

重度心身障害者の区分	平成30年8月	平成31年8月	平成32年8月
------------	---------	---------	---------

		分から平成31 年7月分まで の手当の月額	分から平成32 年7月分まで の手当の月額	分以降の手当 の月額
この条例による 改正前の所沢市 重度心身障害福 祉手当支給条例 (以下「旧条例」 という。)第2条	重度心身障害者 となった日(以下 「基準日」とい う。)において65 歳未満であった 者	10,500円	9,500円	9,000円
第1号に掲げる 者	基準日において 65歳以上であっ た者	5,500円	4,500円	4,000円
旧条例第2条第 3号に掲げる者 のうち療育手帳 「B」の障害を有 する者又は同条 第4号に掲げる 者のうち療育手 帳「B」の障害を 有する者と同程 度の障害を有す る者	基準日において 65歳未満であっ た者	9,000円	9,000円	9,000円
旧条例第2条第 2号から第4号 までに該当する 者	基準日において 65歳以上であっ た者	4,000円	4,000円	4,000円
旧条例第2条第5号に該当する者 (精神障害者保健福祉手帳1級の		6,000円	7,000円	9,000円

精神障害を有する者（以下「1級の精神障害者」という。）に限る。）			
----------------------------------	--	--	--

4 この条例の施行の日以後に新たに新条例第2条第4号に掲げる者となった者（1級の精神障害者に限る。）及び同条第5号に掲げる者となった者（1級の精神障害者と同程度以上の障害を有すると市長が認めた者に限る。）に係る平成32年7月分までの手当の額については、新条例の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

平成30年8月分から平成31年7月分までの手当の月額	平成31年8月分から平成32年7月分までの手当の月額
6,000円	7,000円

**別表（第5条関係）**

重度心身障害者の区分	手当の月額
第2条第1号から第5号までに掲げる者（下欄に掲げる者を除く。）	9,000円（障害児福祉手当を受給している超重症心身障害児にあつては、5,000円）
第2条第3号に掲げる者のうち療育手帳「B」の障害を有する者、同条第4号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害を有する者又は同条第5号に掲げる者のうち療育手帳「B」の障害を有する者と同程度の障害を有する者若しくは精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害を有する者と同程度の障害を有する者	5,000円